

ご結婚披露宴約款

- 1) お申込金として、金 10 万円を申し受けます。但し、お申込時にお申込金をご入金されない場合は、10 日以内にご入金ください。ご入金無き場合は、本申込は効力がなくなりますのでご注意ください。お申込金は、解約されてもご返金いたしかねますので予めご了承下さい。
- 2) お申込後、お取り消し又は期日を変更されます場合、下記の内容でご清算させていただきますのでご了承下さい。
 - A) お申込日よりご披露宴当日の 121 日前まで
取消料・・・お申込金の全額 (10 万円) と実費諸費用
変更料・・・実費諸費用
 - B) ご披露宴当日の 120 日前から 31 日前まで
取消料・・・お申込金の全額 (10 万円) と基準金額の 30% 及び実費諸費用
変更料・・・実費諸費用
 - C) ご披露宴当日の 30 日前から 11 日前まで
取消料・・・お申込金の全額 (10 万円) と基準金額の 50% 及び実費諸費用
変更料・・・基準金額の 10% 及び実費諸費用
 - D) ご披露宴当日の 10 日前から前日まで
取消料・・・お申込金の全額 (10 万円) と基準金額の 70% 及び実費諸費用
変更料・・・基準金額の 30% 及び実費諸費用
 - E) ご披露宴当日の取消料及び変更料
お申込金の全額と基準金額の 100% 及び実費諸費用
- * 期日変更後に取消された場合には、期日変更料又は取消料のいずれかの多い金額を申し受けます。
<基準金額について>
お料理、お飲物の料金 (税金・サービス料を除く) × お申込書記載人数とし、お料理・お飲物の金額が未定の場合は ¥10,000 (お料理・お飲物の合計料金) が基準となります。
又実費諸費用には、招待状印刷費・衣裳のキャンセル料等が含まれます。
<変更期日の申込金について>
他の期日に変更される場合、お申込金はそのまま継続させていただきます。
- 3) ご結婚式・ご披露宴の代金のお支払いにつきましては、お打合せの内容に基づきホテルが精算いたしました見積書記載の金額を、開催日の 10 日前までにお振込み又はご持参によりお支払い下さい。10 日前までにご入金無き場合には、本申込は効力を失い会場をご利用出来なくなりますのでご注意ください。
- 4) 見積書記載金額のお支払い後に追加料金が発生した場合は、開催日前日までに追加分をご入金下さい。尚、披露宴列席者の宿泊料金を負担される場合は、事前に宿泊者名簿をご提出のうえ追加料金としてお支払い下さい。
- 5) 開催日当日の追加料金につきましては、当日もしくは請求書到着後 7 日以内にお支払い下さい。
- 6) 開催日 6 日前に確定した人数より披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、すでに発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の料金を頂戴いたします。すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。
- 7) お申込書にご記入されたご住所に、ホテル又はホテルの指定する業者よりダイレクトメール等の郵便物を送付させて頂くことがございます。これを望まれない場合はあらかじめホテル係員にお申し出下さい。
- 8) 衣裳・引出物・司会者・カメラマン等をお客様の都合でご用意される場合については、ホテルの定める基準により別途料金をお支払いいただきます。
- 9) 当ホテルは、次に挙げる場合において、ご結婚式・ご披露宴利用契約の締結に応じないものとします。また、ご結婚式・ご披露宴利用契約締結後に下記の項目に該当することが判明した場合は契約を解除するものとします。
 - A) 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当するものがある場合
 - a. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
 - b. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - B) 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - C) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
- 10) 天災その他、ホテルの責任に帰する事のできない事由により会場の使用ができない場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承下さい。但し、お申込金はお返しいたします。
- 11) ホテル内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は一切責任を負いませんので十分にご注意下さい。